

発行所

株式会社 F.P.シミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

所得税対策と生命保険

Q: 所得税対策としての生命保険の活用方法を教えてください。

A: 次のような活用を考えてみてください。

(1) 生命保険料控除

① 内容

支払った保険料は所得税の計算上、「生命保険料控除」として所得金額から一定の控除額が差し引かれます。所得税対策としては、一般の生命保険と個人年金保険のそれぞれに加入して各々10万円を超える保険料を支払うと最高で10万円の所得控除が受けられます。

② 生命保険の種類

定期保険、養老保険、終身保険、がん保険などの保険も適用があります。

(2) 事業保険

① 内容

契約者、保険料負担者及び保険金受取人を事業主とし、被保険者を従業員として加入した場合の保険料はその保険料にかかる期間に応じて必要経費に算入されます。

② 生命保険の種類…定期保険

(3) 福利厚生保険

① 内容

契約者、保険料負担者及び満期保険金の受取りを事業主とし、被保険者を従業員、死亡保険金の受取りを従業員の遺族として加入した場合の保険料は、その2分の1に相当する金額がその保険料にかかる期間に応じて必要経費に算入されます。

② 生命保険の種類…養老保険

